

規制箇所の根拠法令等・・・**建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則第二条別記一**

建築物用地下水の採取の規制に関する法律	建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令	建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則												
<p>(規制を行なう地域の指定)</p> <p>第三条 この法律の規定により建築物用地下水の採取を規制する地域は、当該地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、政令で指定する。</p> <p>2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市（特別区を含む。以下同じ。）町村の長の意見をきかなければならない。</p> <p>(建築物用地下水の採取の許可)</p> <p>第四条 前条第一項の規定により政令で指定された地域（以下「指定地域」という。）内の揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下第十五条を除き同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする者も、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が環境省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、水洗便所の用に供する地下水の採取については、他の水源をもつてその地下水に替えることが著しく困難であると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の許可に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附することができる。ただし、その条件は、その許可を受けた者（以下「採取者」という。）に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。</p>	<p>(指定地域)</p> <p>第二条 法第三条第一項の建築物用地下水の採取を規制する地域は、別記のとおりとする。</p> <hr/> <p>別記</p> <p>一 昭和三十七年八月三十一日における大阪市の区域</p>	<p>(技術的基準)</p> <p>第二条 法第四条第二項の環境省令で定める技術的基準は、別記のとおりとする。</p> <hr/> <p>別記</p> <p>一 令別記第一号に掲げる地域内の揚水設備については、次の表の</p> <p>(い) 欄に掲げる地域ごとに、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、それぞれ同表の(ろ) 欄及び(は) 欄に掲げる基準に該当するものであること</p> <table border="1" data-bbox="1495 825 2142 1682"> <thead> <tr> <th data-bbox="1495 825 1837 877">(い)</th> <th data-bbox="1846 825 1991 877">(ろ)</th> <th data-bbox="2000 825 2142 877">(は)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 877 1837 1052">地域</td> <td data-bbox="1846 877 1991 1052">ストレーナーの位置（地表面下メートル）</td> <td data-bbox="2000 877 2142 1052">揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1052 1837 1591"> (一) 次の各号に掲げる鉄道及び道路以西の区域 一 京阪神急行電鉄神戸線（大阪市と豊中市の境界から二級国道福知山大阪線との交会点まで） 二 二級国道福知山大阪線（前号に掲げる交会点から終点まで） 三 一級国道二十六号線 </td> <td data-bbox="1846 1052 1991 1591">六〇〇以深</td> <td data-bbox="2000 1052 2142 1591">二一以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1591 1837 1682">(二) (一) に掲げる区域以外の区域</td> <td data-bbox="1846 1591 1991 1682">五〇〇以深</td> <td data-bbox="2000 1591 2142 1682">二一以下</td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	(は)	地域	ストレーナーの位置（地表面下メートル）	揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル）	(一) 次の各号に掲げる鉄道及び道路以西の区域 一 京阪神急行電鉄神戸線（大阪市と豊中市の境界から二級国道福知山大阪線との交会点まで） 二 二級国道福知山大阪線（前号に掲げる交会点から終点まで） 三 一級国道二十六号線	六〇〇以深	二一以下	(二) (一) に掲げる区域以外の区域	五〇〇以深	二一以下
(い)	(ろ)	(は)												
地域	ストレーナーの位置（地表面下メートル）	揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル）												
(一) 次の各号に掲げる鉄道及び道路以西の区域 一 京阪神急行電鉄神戸線（大阪市と豊中市の境界から二級国道福知山大阪線との交会点まで） 二 二級国道福知山大阪線（前号に掲げる交会点から終点まで） 三 一級国道二十六号線	六〇〇以深	二一以下												
(二) (一) に掲げる区域以外の区域	五〇〇以深	二一以下												

黄色箇所・・・規制等の根拠法令